

# 監査報告書

平成19年5月22日

財団法人紀南環境整備公社

理事長 真砂 充敏 様

財団法人紀南環境整備公社

監事

瀬古 伸廣 

監事

山田 圭良 

民法第59条及び財団法人紀南環境整備公社寄附行為第20条の5の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度財団法人紀南環境整備公社の財産並びに業務執行の状況について監査したので、次のとおり報告する。

## 1. 監査の概要

会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など収支計算書及び財務諸表の正確性を検証した。

業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など業務執行の妥当性を検証した。

## 2. 監査の結果

- ・会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に記載の金額と合致していると認める。
- ・収支計算書及び収支計算書に対する注記、財務諸表及び財務諸表に対する注記は、法令及び寄附行為並びに公益法人会計基準に準拠し、財産状態及び収支状況を適正に示していると認める。
- ・事業報告書は、法令及び寄附行為に従い法人の状況を正しく示していると認める。
- ・理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。